

平成23年第2回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成23年6月7日（火曜日）午前9時08分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 報告第1号 平成22年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第2号 平成22年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第3号 平成22年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について
日程第5 第27号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第28号議案 幸田町税条例の一部改正について
第29号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第30号議案 工事の請負契約について（施設整備工事第23-1工区）
第31号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 浅井武光君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 大獄弘君 |
| 16番 池田久男君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|------------------|--------|------------------|--------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 総務部長 | 伊澤伸一君 | 健康福祉部長 | 杉浦護君 |
| 参事 | 中山豊君 | 環境経済部長 | 鳥居元治君 |
| 建設部長 | 鈴木富雄君 | 会計管理者 | 鈴木政巳君 |
| 総務部次長兼
総務課長 | 大竹広行君 | 監査委員事務部局
事務局長 | 長谷寿美夫君 |
| 教育長 | 内田浩君 | 教育部長 | 伊藤光幸君 |
| 教育部次長兼
学校教育課長 | 春日井輝彦君 | 消防長 | 近藤弘君 |

消防次長兼 黒野英男君
予防防災課長

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名
事務局 長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私極めて御多忙のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

6月に入り、田植えもほぼ終わり、美しい田園風景があちらこちらで見られるようになりました。農作業も一段落したものと思います。この初夏を華やかに彩ってくれるアジサイも日増しに色濃くなっていきます。本光寺を初めこれから見ごろを迎えていくと思いますが、町内外の人に色とりどりの幸田のアジサイを楽しんでいただきたいものです。

ここで、お諮りをいたします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社より、議場内のテレビカメラによる撮影の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 異議なしと認めます。

よって、議場内のテレビカメラによる撮影を許可することに決定しました。

撮影は、本日日程の冒頭部分のみとなりますので、よろしく願いをいたします。

本定例会に提出されました議案は、平成22年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを初め3件の報告と第27号議案から第30号議案までの単行議案4件、第31号議案の補正予算1件であります。慎重なる御審議と議会運営に格別なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、総務部長からの申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 伊澤伸一君 登壇〕

○総務部長（伊澤伸一君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

5月20日に愛知県知事と市町村長等とで開催をされました西三河地域政策懇談会概要、浜岡原発停止に伴う幸田町の節電対策について及び台風2号災害対策本部記録簿の3件を取りまとめました報告資料と、平成23年国・県等公共事業採択見込み状況情報をお手元に本日印刷配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。

〔総務部長 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（池田久男君） 定例会招集に当たり町長のあいさつを行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

ことしは例年に比べ12日も早く、また観測史上3番目の早さで5月27日に梅雨入

りしており、長い梅雨となりそうでございます。健康にはくれぐれもご注意いただきますようお願いしたいと存じます。

さて、本日、ここに平成23年第2回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には公私とも大変御多忙の中、しかも早朝より出席をいただき、ありがとうございました。

平素、議員各位におかれましては、町政発展、住民福祉の向上のために御尽力をいただいております、また行政運営の面においても御指導・御高配を賜っており、改めて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案させていただきます議案は、繰越明許費などの3件の報告議案と4件の単行議案、補正予算1件、合わせて8件でございます。

後ほど提案理由と、その概要につきましては説明を申し上げますが、いずれもこれからの町政を進める上におきまして重要なものばかりでございます。全議案とも可決・承認賜りますようお願い申し上げます。

また、一般質問につきましては、10名の皆様から御通告をいただいております。いずれも今後の町政推進上、時宜を得た重要な質問ばかりでございます、真摯に受けとめて、誠意を持って対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

ここで、3点御報告させていただきます。

まず、お手元に先ほど配付いたしました、1点目は、去る5月20日、西三河総合庁舎で開催されました、知事・副知事等との地域政策懇談会についてでございます。

東日本大震災を受け、今後の県における支援を初めとする政策展開、予算検討のための意見の聞き取りが行われました。幸田町からは、税収不足による県への配慮、東海地震等に備えた木造住宅の耐震改修事業へのさらなる助成、一般国道23号名豊道路蒲郡バイパスは、防災上でも重要な幹線道路でありまして、早期に完成を国へ働きかけていただけるような意見を申しました。

2点目は、幸田町の節電対策についてでございます。

浜岡原子力発電所の停止により、電力供給の低下が見込まれることから、5月27日にエネルギー節電対策会議を開催し、お手元の配付資料のとおり、町役場において率先して対策を進めるとともに、周知・啓発により町民に対してエネルギー節電意識の高揚を図り、省エネルギーに順応した生活への転換を促進し、町民と協働により推進を図ってまいりたいと存じております。

3点目は、台風2号における災害対策本部の設置及び被害状況でございます。

5月29日午後10時20分に災害対策本部を設置いたしまして、30日の午前0時36分に災害対策本部を解散いたしました。

本町への影響は、被害は道路の損壊が2カ所、倒木が8カ所、道路冠水1カ所等で、比較的軽微でございました。

以上、開会に当たっての当初のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しております

から、平成23年第2回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時08分

○議長（池田久男君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時08分

○議長（池田久男君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を3番 志賀恒男君、4番 鈴木雅史君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月23日までの17日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月23日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程表のとおりでありますから、御了承願います。

日程第3

○議長（池田久男君） 日程第3、諸報告を行います。

まず、例月出納検査3件、1月分・2月分・3月分及び定期監査2件です。これは、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

なお、今回の定例会までに受理した請願、陳情などは、お手元に印刷配付のとおり、陳情が1件であります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第2号は総務委員会に付託します。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（池田久男君） 日程第4、報告第1号 平成22年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号 平成22年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第3号 平成22年度幸田町幸田駅前土地区画

整理事業特別会計事故繰り越し繰越計算書についての3件を一括して報告を求めます。
町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、報告第1号 平成22年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告をさせていただきます。

議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

この件につきましては、平成22年度におきまして繰越明許予算の議決をいただいております。その繰越額について繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告をさせていただきます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許事業は、計算書のとおり、筆柿選果機改修事業を初め6事業でございます。

35款の農林水産業費では、筆柿選果機改修事業につきまして、繰越額を4,500万円とし、その全額を一般財源により事業を行うものであります。

次に、45款の土木費でございます。長嶺大草1号線整備事業につきましては、繰越額を2,000万円とし、生活道路整備事業につきましては、繰越額を650万円とし、それぞれの財源につきましては、国庫支出金と一般財源により事業を行い、木造住宅耐震改修費補助金緊急支援事業につきまして繰越額を240万円とし、その財源につきましては、全額国庫支出金により事業を行うものであります。

次に、55款の教育費でございます。小学校図書館図書整備事業については、繰越額を630万円とし、中学校図書館図書整備事業につきましては、繰越額を380万円とし、全額国庫支出金により事業を行うものであります。

繰越明許費の明細につきましては、議案関係資料の1ページから2ページでございます。御参照いただきたいと存じます。

続きまして、報告第2号 平成22年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御報告させていただきます。

議案書3ページをお願いいたします。

この件につきましても、平成22年度におきまして繰越明許予算の議決をいただいております。その繰越額について繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づいて報告をさせていただきます。

繰越明許事業は、4ページの計算書のとおり、幸田駅前移転補償事業につきましては、繰越額を3,356万5,640円とし、国庫支出金を1,841万4,000円と町債1,000万円及び一般財源515万1,640円にて事業を行うものでございます。

繰越明許費の明細につきましては、議案関係資料の3ページでございます。御参照いただくようお願いいたします。

次に、報告第3号でございます。平成22年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計事故繰り越し繰越計算書について報告させていただきます。

議案書は5ページをお願いいたします。

この件につきましては、避けがたい事故が発生したため、地方自治法第220条第3項の規定に基づき、翌年度に繰り越しして使用するもので、事故繰り越し計算書を調整

いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づいて報告をいたすものでございます。

事故繰り越しをした事業は、6ページの計算書のとおり、幸田駅前移転補償事業について、平成22年度の支出未済額が951万1,000円となり、その全額を繰越額とし、国庫の支出金511万5,000円と一般財源439万6,000円にて事業を行うものであります。

事故繰り越しの理由につきましては、移転補償契約の被補償者は、年度末までの完了を目指していましたが、解体を依頼した業者が逮捕され、その後の手続に時間がかかり、年度内完了ができなくなったためでございます。

事故繰り越し明細につきましては、議案関係資料4ページでございます。御参照いただきますように、よろしくお願いいたします。

以上、報告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） 報告は終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時18分

再開 午前 9時29分

○議長（池田久男君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

これをもって、報告第1号、報告第2号、報告第3号の報告を終わります。



日程第5

○議長（池田久男君） 日程第5、第27号議案から第31号議案までの5件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、初めに単行議案第27号議案から第30号議案までの4件について提案理由の説明をさせていただきます。

最初に、第27号議案について説明させていただきます。

幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書は7ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

8ページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、一定の要件を満たす非常勤職員について、育児休業及び部分休業を取得することができることとなるため、所要の改正を行うものであります。

第2条に第3号として、育児休業をすることができない職員として、一定の要件を満たす非常勤職員以外の職員を追加し、第2条の2では、非常勤職員が育児休業をするこ

とができる期間の末日について新規に規定し、第3条では、非常勤職員が再度の育児休業をすることができる特別の事情を追加して規定し、第19条では、非常勤職員について、部分休業ができることとされたことを受け、部分休業をすることができない職員として一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員を追加し、第20条では、非常勤職員の部分休業を承認する時間の範囲を規定するものでございます。

なお、今回の改正につきましては、本町の非常勤職員に該当するものはございません。法改正に伴い、条例整備のみを行うものでございます。

施行期日につきましては、平成23年7月1日からとするものでございます。

議案関係資料につきましては、5ページから9ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

次に、第28号議案について説明させていただきます。

幸田町税条例の一部改正についてでございます。

議案書の11ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

12ページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、附則第22条は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例でございます。

住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、その損失額を平成22年度分の総所得金額等から雑損控除として控除できること、その雑損控除を適用して前年分の総所得金額等から控除しても控除し切れない損失額についての繰越期間を3年から5年へ延長するものでございます。

附則第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例でございます。

住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合でも、控除対象期間の残り期間について、引き続き税額控除が適用できるものでございます。

施行期日につきましては、附則第22条は公布の日から、附則第23条は、平成24年1月1日から施行するものでございます。

議案関係資料につきましては、10ページから12ページでございます。御参照いただきたいと存じます。

次に、第29号議案について説明させていただきます。

幸田町国民健康保険税条例の一部改正でございます。

議案書15ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、第2条第2項に定める国民健康保険の被保険者に係る医

療分の基礎課税額の課税限度額を「47万円」から「51万円」に、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「12万円」から「14万円」に、介護納付金課税額の課税限度額を「9万円」から「12万円」に改めるものでございます。

次に、第21条の国民健康保険税の減税を受けた者に係る課税限度額につきましても、同様に国民健康保険の被保険者に係る医療分の課税限度額を「47万円」から「51万円」に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「12万円」から「14万円」に、介護納付金課税額の課税限度額につきましても、「9万円」から「12万円」にそれぞれ改めるものでございます。

国におきましては、被保険者の低所得化による中間所得層への急激な負担のしわ寄せを緩和する目的で、国民健康保険税の課税限度額を改正したもので、町においても国に準じ見直しをするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、附則の第2項で改正後の幸田町国民健康保険条例の規定は、平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとする事としております。

議案関係資料につきましては、13ページから15ページまででございます。御参照いただきたいと思います。

次に、第30号議案について説明させていただきます。工事の請負契約についてでございます。

17ページをお願いいたします。

工事請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、施設整備工事第23-1工区の施行に伴い、必要があるからであります。

18ページをお願いいたします。

工事名は、施設整備工事第23-1工区で、工事場所は、菱池字蓮池地内であります。工事の概要は、路盤工、縁石工、排水工一式であります。

請負契約金額は、7,350万円であります。

契約の方法は、10社による指名競争入札を5月18日に実施し、請負契約予定者は、幸田町大字菱池字野々宮8番地、株式会社加藤工業 代表取締役 加藤雅敏でございます。

議案関係資料につきましては、16ページから20ページでございます。御参照いただきたいと思います。

それでは、単行議案は終わりました、続きまして補正予算について説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係をごらんいただきたいと思います。

まず、第31号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ1,680万円を追加いたしまして、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ154億3,680万円とするものでございます。

まず、歳入の補正内容について、補正予算説明書8ページをごらんいただきたいと存じます。

60款の県支出金におきましては、愛知県民間木造住宅耐震改修費補助金150万円を追加するものであります。80款の繰越金1,530万円を追加し、収支の調整をいたしております。

続きまして、歳出の補正でございます。

10ページをごらんいただきたいと存じます。

45款土木費におきまして、民間木造住宅耐震改修費補助金780万円を追加し、財源は150万円を県支出金とするものでございます。

次に、50款消防費につきましては、3月11日に発生した東日本大震災の被災地へ幸田町の防災備蓄品でありました土のう、ブルーシート、非常用のろうそく、非常食、間仕切り用、これはファミリールームと申します。等を一部支援いたしましたので、その補充をし、また新規に期間避難所3中学校及び勤労者体育館におけるバルーン投光機等発電機をセット購入するなど、今後発生する可能性が高い東海地震、東南海・南海地震に備えるための備品の充実のために900万円を追加するものでございます。

以上、平成23年度幸田町一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

なお、議案関係書につきましては、21ページから参照いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。ひとつよろしく御可決くださいますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） これをもって、提案理由の説明は終わります。

質疑をされる方は、本日午後5時までに議案質疑通告書を事務局まで提出をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、6月9日木曜日午前9時から再開しますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、1点、連絡事項を申し上げます。

議会広報特別委員会を、本日、10分後の9時53分から第1委員会室で開催いたしますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

連絡事項は以上であります。

本日は御苦労さまでございました。

これにて、散会といたします。

散会 午前 9時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成23年6月7日

議 長 池 田 久 男

議 員 志 賀 恒 男

議 員 鈴 木 雅 史